

正倉院文書の訓読と注釈  
月借錢解編 第六分冊

宮川 久美  
MIYAGAWA Hisami

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第六分冊

The Japanese Reading of Chinese Texts in the Book of Japanese of Gesshakusen-ge (part of Shoso-in-monjo)  
and Explanatory Notes on it

キーワード

手実 定 番上 要須 大刀身 相知受 大生子敷 借貸

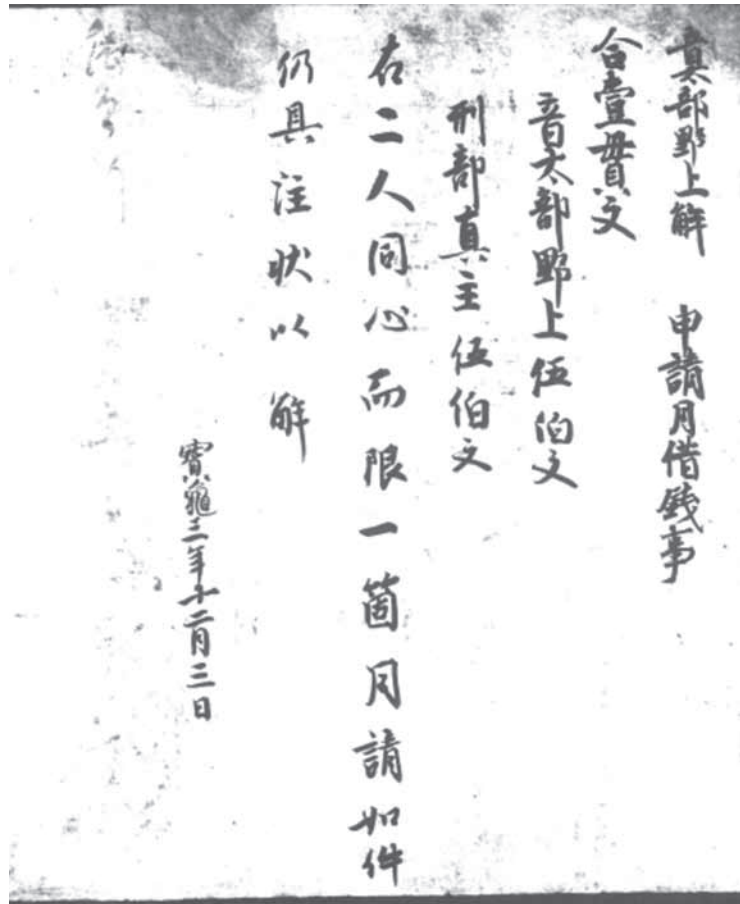
宮川 久美

MIYAGAWA Hisami

目次

はじめに	第一分冊の1
凡例	第一分冊の1
月借錢解について	第一分冊の2
参考文献	第一分冊の6
本文編(第六分冊では51〜70のみ)	第六分冊の4
補注1(「毎」と「別」)	第一分冊の30
補注4(「成す・成し」)	第二分冊の22
補注7(大生子敷)	第六分冊の46
参考文献追加	第二分冊の25
月借錢解総目録	第二分冊の26

51 音太郎野上月借錢解 十九ノ二九六ノ二九七 統統修四十一一裏第87紙



訓読文

音太郎野上解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文

音太郎野上任伯文

刑部真主任伯文

右の二人同心にし而一箇月を限りて請ふこと件の如し。仍りて具さに状を注して以て解す。

寶龜三年十二月三日

別筆朱  
一員に依りて行へ 葛井典之

注釈

51から74まで月借錢解が貼り次がれており、紙継ぎ目に「養」（上馬養のサイン）の裏書きあり。『大日本古文書』はこれらを「経師等月借錢解継文」と名付けている。本稿は原則として『大日本古文書』の文書名に従ったが、ここでは、月借錢解を差し出した人の名がわかるように文書名を付した。以下、74まで同じ。

おとほべのがみ  
音太郎野上 経師。月借錢解では38 51 65 87 98に見える。38 参照。

おさかべのまぬし  
刑部真主 経師。天平宝字六年から宝龜六年まで見える。月借錢解では32 51 79 102に見える。

音太部野上解 申請月借錢事

合壹貫文

右二人同心、而限一箇月請如件、仍具注状、以解、

寶龜三年十二月三日

\*「依員行」

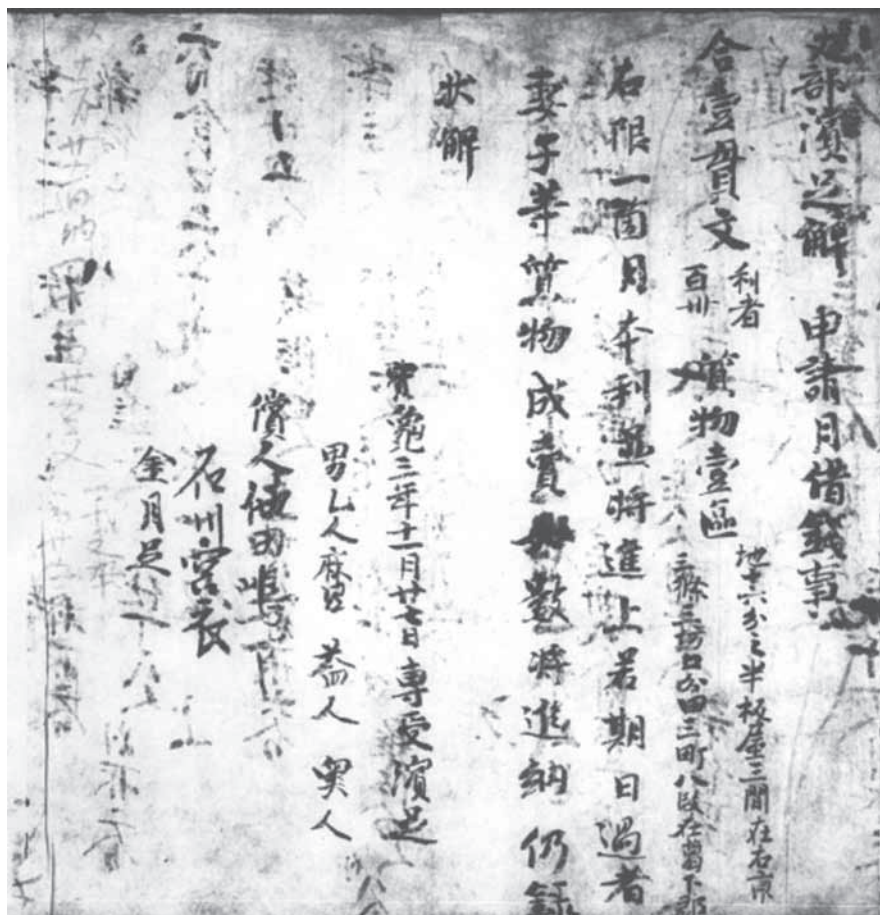
葛井典之(荒海)

右二人同心 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。

葛井典之 造東大寺司主典葛井荒海が財源として提供した錢であること  
を示す注記（『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」に  
よる）。1の注釈「司」参照。

\*別筆は写真ではほとんど見えない。『大日本古文書』による。

丈部濱足月借錢解 十九ノ二九七ノ二九八 続続修四十―一裏第86紙



訓読文

丈部濱足解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文（利者百卅〔文〕）質物は〔家〕壹區（地十六分之半板屋三間 右京三條三坊に在り。口分田三町八段葛下郡に在り）

右、一箇月を限りて本利並びに將に進上せむ。若し期日過ぎな者妻子等質物を成し賣りて數の如く將に進納せむ。仍りて状を録して解す。

寶龜三年十一月廿七日 專受 濱足

男乙人麻呂 益人 奥人

償人 他田嶋万呂

石川宮衣

金月足

〔源清記録・卷一〕十二月廿五日を以て一千一百廿五文を納む。〔一千文は本、一百廿五文は廿七日の利〕

注釈

家一區 一区画の土地建物

本利並 本も利も両方とも。1の注釈「本利共備」参照。

若期日過者 1の注釈「若過期限」参照

妻子等 「等」の字体、写真参照。期日に返済出来なかつた場合は妻子等が、質の家一区と葛下郡にある口分田を売却して返済するという意味。

丈部濱足解 申請月借錢事

合壹貫文利者質物壹區地十六分之半板屋三間、在右京三條三坊口分田三町八段在葛下郡

右、限一箇月、本利並將進上、若期日過者、妻子等質物成賣、如數將進納、仍錄狀解、

寶龜三年十一月廿七日專受濱足

男乙人 齋 益人 奥人

債人 他田嶋 万呂

石川宮衣

金月足

※以十二月廿五日納一千一百廿五文一千文本 百廿五文廿七日期

はせつかべのはまたり 丈部濱足 經師。天平勝宝六年から宝龜六年までに見える。月借錢解

では2 29 34 52 62 66 75 91 103 104 106に見える。

益人 丈部忌寸益人 經師。丈部忌寸濱足の息子。神護二年から宝龜七

年に見える。月借錢解では42 52 101に見える。

奥人 經師。丈部忌寸濱足の息子。宝龜六年から七年、奉写一切經所に

出仕した。

債人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。「保人」

(207)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

他田嶋万呂 經師。嶋麻呂にも作る。宝龜元年から宝龜七年に見える。

月借錢解では7 49 52 57 98 103に見える。

石川宮衣 經師。月借錢解では33 52 71 75 90に見える。

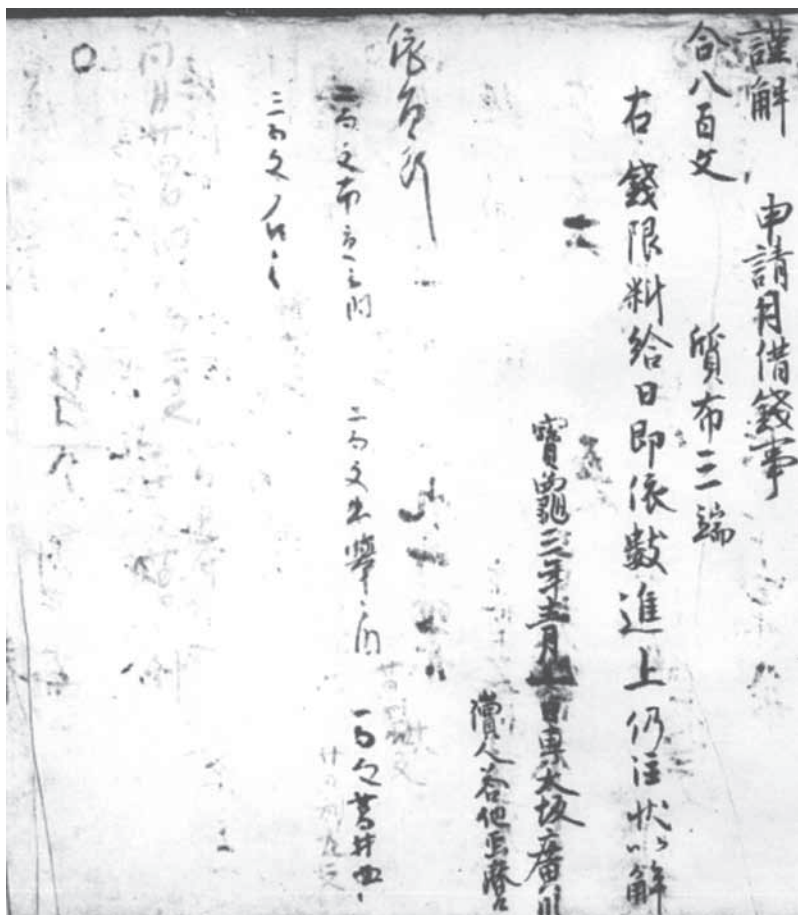
金月足 經師。月借錢解では3 29 42 52 66 68 83 91 101 104に見える。3の注釈

参照。

專受 一人でこの借錢を受け取り、債務を負うことを表す。2の注釈お

よび補注2参照。

「保人」



訓読文

合はせて八百文 質は布三端

右の錢は料を給はらむ日を限りて即ち數に依りて進上せむ。仍りて状を注して以て解す。

實龜三年十二月一日 專 大坂廣川

償人 答他虫麻呂

(別巻1・朱)  
一員に依りて行へ 二百文は布の直之内 二百文は出舉之内 一百文は葛井典 三百文は石之いはなり

(返済記録1・朱)  
同月廿四日を以て八百七十文を納む。 (八百文は本、七十文は廿四日

之利) 一

(返済記録2・朱)  
一十八文 廿日利十八文 廿日利五文 廿七文

注釈

限料給日 1、4の注釈および補注参照。

即 「すなはち」は「即刻、すぐさま」の意。

大坂廣川 経師。12参照。

償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。「保人」

(207) は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

答他虫麻呂 経師。35参照。

依員行 『大日本古文書』は「依行員」に起こすが、「依員行」。写真

参照。申し出の員かすの通り、貸し出せ、の意。



謹解 申請月借錢事

合八百文 質布三端

右錢、限料給日、即依數進上、仍注狀、以解、

寶龜三年十二月一日、專大坂廣川

償人、谷他、虫麻呂

依行員

二百文布直之内<sup>※1</sup>十八文<sup>※2</sup>二百文出舉之内<sup>※3</sup>一百文葛井典<sup>※4</sup>

三百文石之<sup>※1</sup>廿七文<sup>※2</sup>

以同月廿四日納八百七十文<sup>※1</sup>八百文本<sup>※2</sup>七十文廿四日之利<sup>※3</sup>

二百文布直之内 貸し出す金の財源を示す注記。1の注釈「司」参照。

二百文出舉之内 貸し出す金の財源を示す注記。『日本古代の王権と社

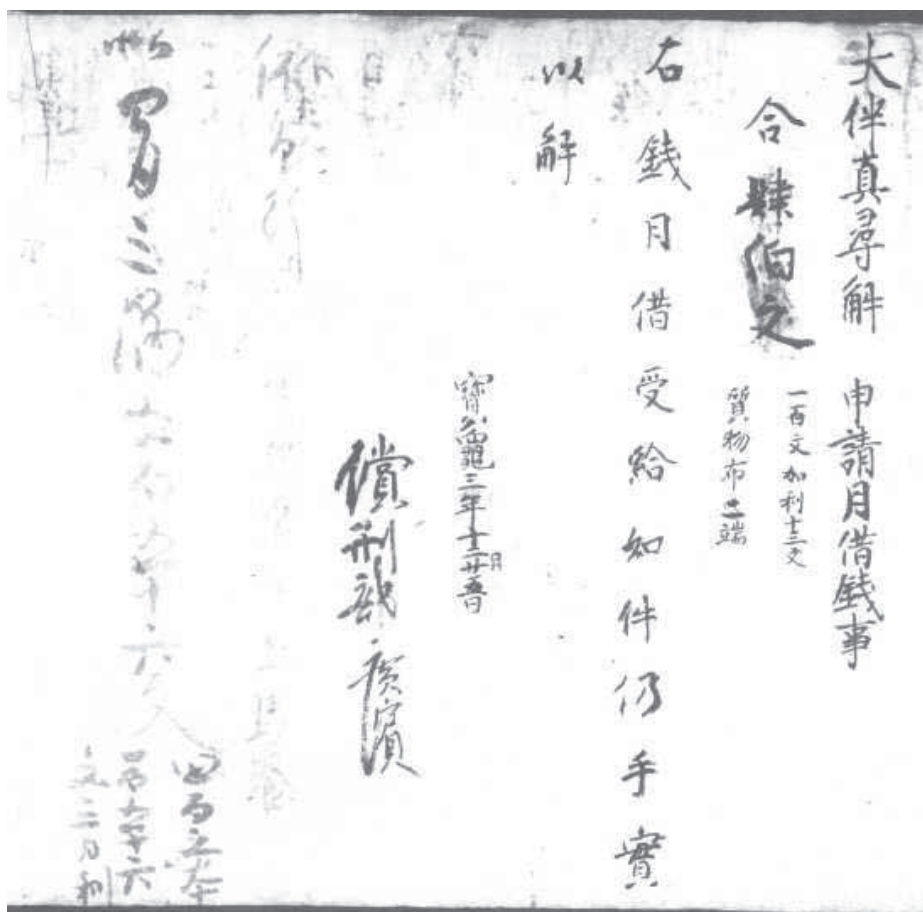
会』所収 山下有美「月借錢再考」によると「出舉之内」は「司」、

「一切」と同じ財源を指し、いずれも奉写一切経司から将来されたものとする。1の注釈「司」参照。

一百文葛井典 造東大寺司主典葛井荒海が財源として提供した銭であることを示す注記(山下有美「同」)。1の注釈「司」参照。

三百文石之 貸し出す金の財源が「石勝」の銭であることを示す注記(山下有美「同」)。1の注釈「司」参照。

\*返済記録2はそれぞれ、「二百文は布の直之内」「二百文は出舉之内」「一百文は葛井典」「三百文は石之」の傍らに書かれている。同月二十四日に納めた利息七十文の帰属すべき内訳を示したものである。



訓読文

大伴真尋解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて肆佰文へ一百文に利十三文を加ふ。質物は布二端

右の錢は月借受け給はること件の如し。手実によりて以て解す。

寶龜三年十二月廿五日

償 刑部廣濱

上馬養

〔別注・朱〕  
一員に依りて行へ 葛井典之

〔別注・朱〕  
一七

〔返寄記録・朱〕  
四月三日を以て五百五十六文を納む（四百文は本、一百五十六文は三

月の利）

注釈

大伴真尋 装潢。真廣にも作る。宝龜二年、奉写一切経所に出仕。宝龜

三年まで見える。月借錢解では5463に見える。

肆佰文 「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照。

月借受給 語順が日本語の語順になっている。

仍手實以解 ここでいう手実とは自分で書いて提出した書類のことで、

当該の月借錢解を指す。月借錢解の書き留め文言は「仍注状〔謹〕以

解」が最も多く、「仍具注以〔謹〕解」、「仍注〔具〕事状以〔謹〕

解」などバリエーションはあるものの類型化している。その中で、「仍

手実以解」はただ一例の珍しい例である。月借錢解のことを手実とした例

は、これ以外では36「利依進置手実月日」と80「仍注状灼手実」の二例の

大伴眞尋解 申請月借錢事

合肆佰文一百文加利十三文 質物布二端

右錢月借受給如件、仍手實以解、

寶龜三年十二月廿五日月\*七

(自署) 償刑部廣濱

\*1 依員行 葛井典之 上馬養

\*2 以四月三日納五百五十六文四百之本 一百五十六文 三日利

みである。

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。「保人」

(207) は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

刑部廣濱 裝潢。4 13 54 57 58 83 107 に見える。4 参照。

葛井典之 造東大寺司主典葛井荒海が財源として提供した錢であること

とを示す注記(『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再

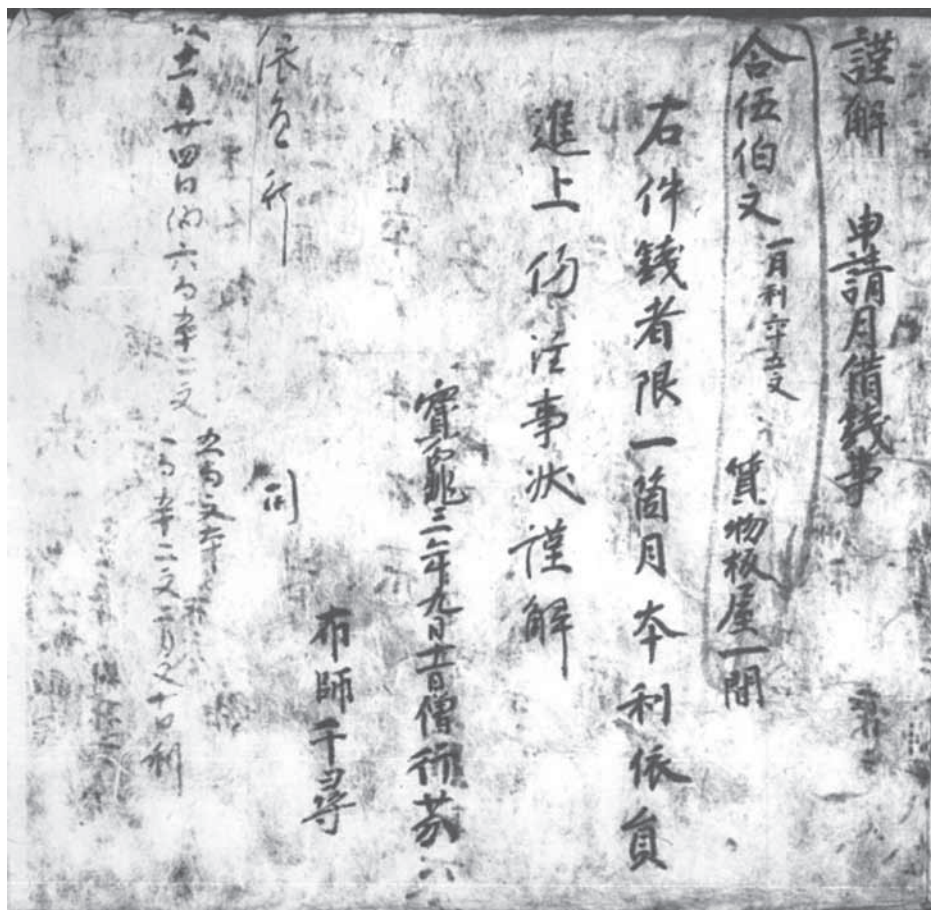
考」)。1の注釈「司」参照。

\*別筆2は、日付「五」の右側に朱で訂正したもので、判許の際に二十

七日に変更されたと考えられる。

\*返済記録 大日古は「四百之本」と翻刻して「文脱」とするが、

「之」は「文」の翻刻の誤り。「三日利」は「三月利」の翻刻の誤り。



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて伍佰文（一月の利は六十五文）質物は板屋一間

右件みぎの錢は一箇月を限りて本利員に依りて進上せむ。仍りて事の状を

注して謹みて解す。

實龜三年九月一日 僧行芬

（自署）  
「布師千尋」

（別筆・朱）  
一員に依りて行へ 司

（返済記録・朱）  
十一月廿四日を以て六百五十二文を納む。〈五百文は本。一百五十二

文は二月又十日の利〉」

注釈

伍佰文 「佰」の字体は一面少ない字体。写真参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

僧行芬 （ぎやうふう） 名が見えるのはこのみ。

布師千尋 （ぬのしちひろ） 東大寺写経所官人。月借錢解では3136556781に見える。31参照。

ここでの署名が何を意味するのか、不明。

司 奉写一切経司。貸し出す金の財源を示している。1の注釈「司」参照。

謹解 申請月借錢事

合伍佰文 一月利六十五文 質物板屋一間

右件錢者、限一箇月、本利依員進上仍注事狀、謹解、

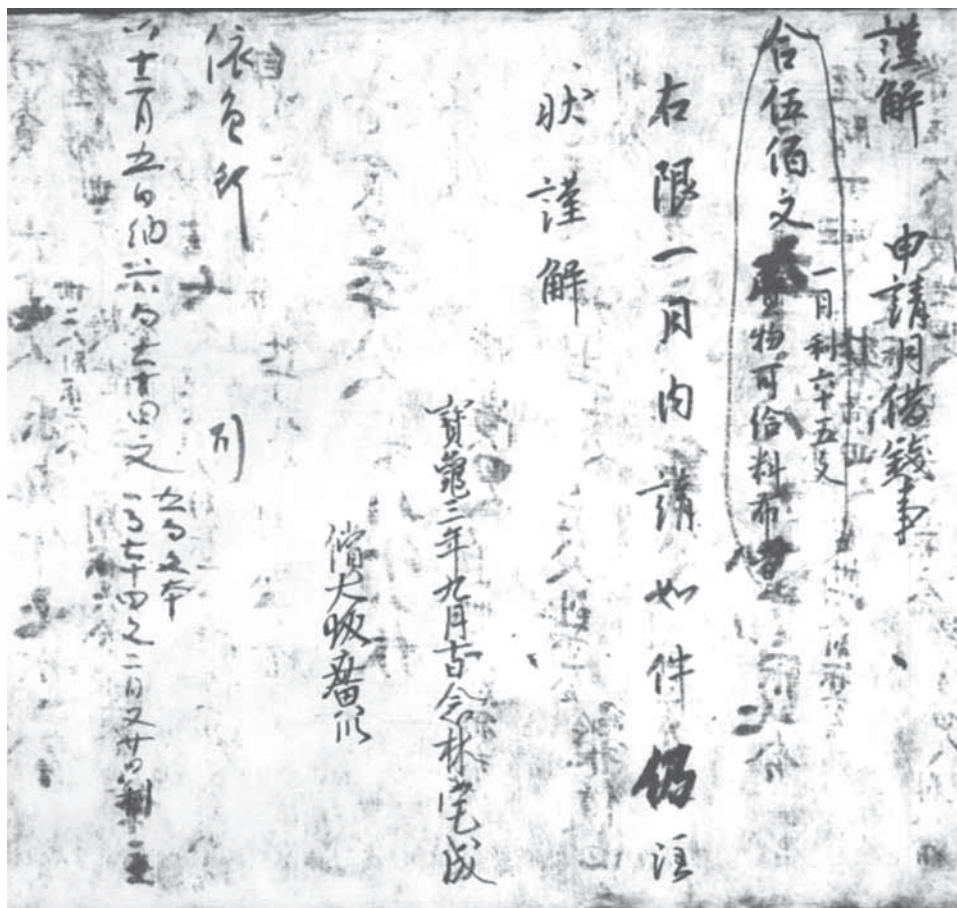
寶龜三年九月十一日僧行芬

(自署) 布師千尋

〔依員行〕 司

〔以〕十一月廿四日納六百五十二文五百文本 一百五十二文二月又十日利





訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて伍佰文へ一月の利は六十五文。質物は給はる可き料の布者なり

右一月の内を限りて請ふこと件の如し。仍りて状を注して謹みて解す。

寶龜三年九月十日 念林宅成

償目書「大坂廣川」

別筆・朱  
一員に依りて行へ 司

返寄記録・朱  
十二月五日を以て六百七十四文を納む。〈五百文は本。一百七十四文

は二月又廿日の利〉」

注釈

念林宅成 ねんりんやかなり 経師。12参照。

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。「保人」

(207) は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

大坂廣川 おほさかのひろかは 経師。12参照。

司 奉写一切経司。貸し出す金の財源を示している。1の注釈「司」参照。

謹解 申請月借錢事

合伍佰文 一月利六十五文  
質物可給料布者

右限一月内請如件、仍注狀、謹解、

寶龜三年九月十日念林宅成

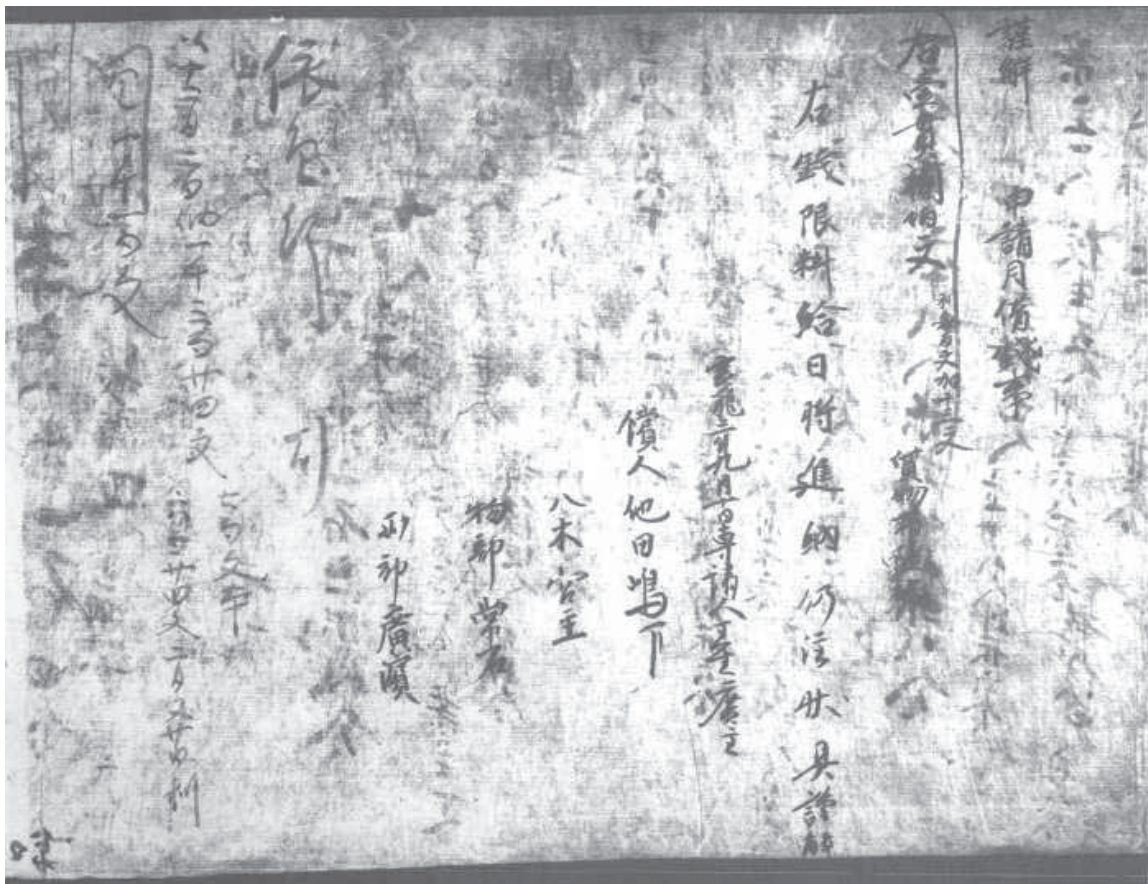
償 (目書) 大坂廣川

\*(1)  
「依員行

司

以十二月五日納六百七十四文 五百文本  
一百七十四文二月又廿日利

57 壬生廣主月借錢解 一九ノ三〇一ノ三〇三 続修四十一一裏第81紙ノ80紙



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。  
合はせて壹貫捌伯文ひやくまんじゅう（利は毎百文に十三文を加ふ）質物は布陸端  
右の錢は料を給はらむ日を限りて將に進納せむ。 仍りて状を具さに注  
して謹みて解す。

實龜三年九月十日 專請人 壬生廣主

償人「他田嶋万呂」

「八木宮主」

「物部常石」

「刑部廣濱」

（別筆・朱）  
一員に依りて行へ 司

（返済記録1・朱）  
「十二月二日を以て一千三百廿四文を納む。 〈七百元は本。 六百廿四

文は二月又廿日の利」

（返済記録2・朱）  
定一千一百文」

「同月廿四日を以て一千九十六文を納む。 〈二千元は本。 九十六文は

廿日之利」

一百文 余廿九文」

（返済記録3・朱）  
「四年四月四日を以て一百卅九文を納む。 〈一百文は本。 卅九文は三

月之利」



謹解 申請月借錢事

合意貫捌伯文 利每百文加十三文 質物布陸端

右錢限料給日將進納仍注狀具謹解

寶龜三年九月十日專請人壬生廣主

償人(白署)他田嶋万呂

八木宮主

物部常石

部廣濱

依員行 司

以十二月二日納一千三百廿四文 七百文本 六月廿四文二月又廿日利

定一千一百文

以同月廿四日納一千一百廿四文 九十六文本 九十六文本廿日之利

定一百文 余廿九文

注釈

限料給日 1、4の注釈および補注3参照。

注狀具 正格の漢文の語順は「具注狀」。23の注釈「狀具注」参照。

專請人 壬生廣主が専ら借錢を受け取ったことを示す。補注参照。

壬生廣主 經師。天平宝字五年く六年に見える。月借錢解では578087に見える。

償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。「保人」

(207)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

他田嶋万呂 經師。嶋麻呂にも作る。宝龜元年から宝龜七年に見える。

月借錢解では749525798103に見える。

八木宮主 裝潢。月借錢解では13435758758083に見える。13参照。

物部常石 經師。月借錢解では4957637696に見える。49参照。

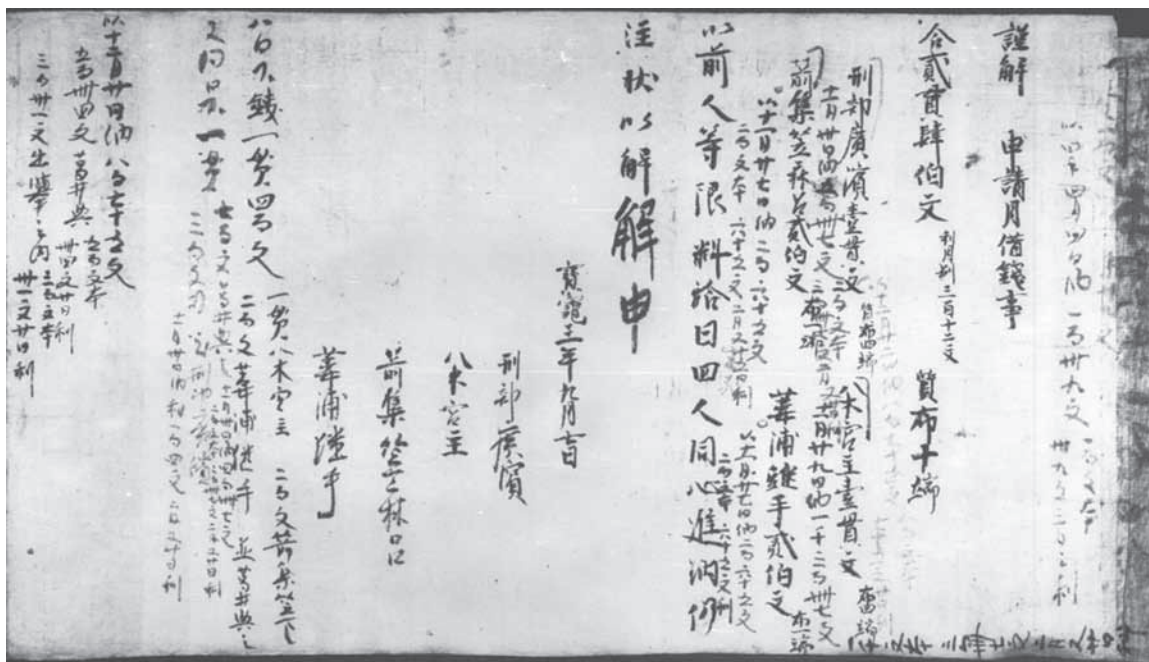
刑部廣濱 裝潢。41354575883107に見える。4参照。『大日本古文書』は「刑」の字を翻刻していないが、写真でよく見える。

司 奉写一切經司。貸し出す金の財源を示している。1の注釈「司」参照。

定 残りの意。一貫八百文から元本の七百文を返済した残りの債務が

一千一百文であることを記す。『名義抄』に「トドム」の訓がある。

58 刑部廣濱八木宮主等月借錢解 一九ノ三〇三ノ三〇四 統統修四十一一裏第80紙



謹解 申請月借錢事

合貳貫肆伯文 質布十端

刑部廣濱壹貫文

前集笠并貳伯文

以前人等限料拾日四人同心進納所

注状以解解申

寛龜三年九月廿七日

刑部廣濱

八木宮主

前集笠并林口

葦浦繼手

八匁錢一貫四伯文

二匁錢一貫四伯文

三匁錢一貫四伯文

四匁錢一貫四伯文

五匁錢一貫四伯文

訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて貳貫肆伯文（利は月別に三百十二文）質は布十端

刑部廣濱壹貫文（質は布四端） 八木宮主壹貫文（布四端）

前集笠麻呂貳伯文（布一端） 葦浦繼手貳伯文（布一端）

以前の人等料を給はらむ日を限りて四人同心にして進納せむ。仍りて状を注して以て解す。

寶龜三年九月七日

刑部廣濱

八木宮主

前集笠麻呂

葦浦繼手

一八日 錢一貫四百文を下す。一貫は八木宮主 二百文は前集笠并

二匁錢は葦浦繼手 並びに葛井典之

又同日一貫を下す。七百文は葛井典之。三百文は司。刑部廣濱に

充つ

（「四人同心」の「四」の右に。返済記録は上から重ね書き）

十一月廿七日を以て二百六十五文を納む。二百文は本。六十五文は二

月又十五日の利

十一月廿七日を以て二百六十五文を納む。二百文は本。六十五文は

利

十一月廿九日、一千三百冊文を納む。一千文は本。三百冊七文は二

月又廿日の利

十一月卅日、五百冊七文を納む。二百文は本。三百冊七文は二月

又廿日の利

謹解 申請月借錢事

合貳貫肆伯文 利月別三百十二文 質布十端

以十二月廿二日納八百七十五文(八百七十五文本)日利

刑部廣濱壹貫文 質布四端

八木宮主壹貫文 布四端

箭集笠麻呂貳伯文 布一端

葦浦繼手貳伯文 布一端

以十一月廿七日納二百六十五文

以十一月廿七日納二百六十五文

以前人等限料給日四人同心進納仍注狀以解解申

寶龜三年九月七日

刑部廣濱

八木宮主

箭集笠麻呂

葦浦繼手

八日下錢一貫四百文 一貫八木宮主 二百文箭集笠萬呂 並葛井典之

又同日下一貫七百文葛井典之 十一月廿日納四百冊七文 二月又廿日利

以十二月廿日納八百七十五文

五百冊四文 葛井典 五百文本 卅四文廿日利

三百冊一文 出舉之内 卅一文廿日利

(裏擦消)

「十一月卅日、四百冊七文を納む。二百文は本。二百冊七文は二月又

廿日利」

「十一月卅日、一百四文を納む。二月又廿日の利」

「十二月廿日を以て八百七十五文を納む。」

五百冊四文 葛井典(五百文は本。卅四文は廿日の利)

三百冊一文は出舉之内(三百文は本。卅一文は廿日の利)」

「十二月廿二日を以て八百七十五文を納む。(八百文は本。七十五文は

廿日の利)」

注釈

月別 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。1の注釈・補注1参照。

四人同心 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。

刑部廣濱 裝潢。4 13 54 57 58 83 107に見える。4参照。

八木宮主 裝潢。月借錢解では13 43 57 58 75 80 83に見える。13参照。

箭集笠麻呂 経師。30参照。

葦浦繼手 経師。30 46 58 87に見える。30参照。『大日本古文書』は

「繼」に起こすが、常用漢字の字体。写真参照。

限料給日 1、4の注釈および補注3参照。

葛井典之 造東大寺司主典葛井荒海が財源として提供した銭であること

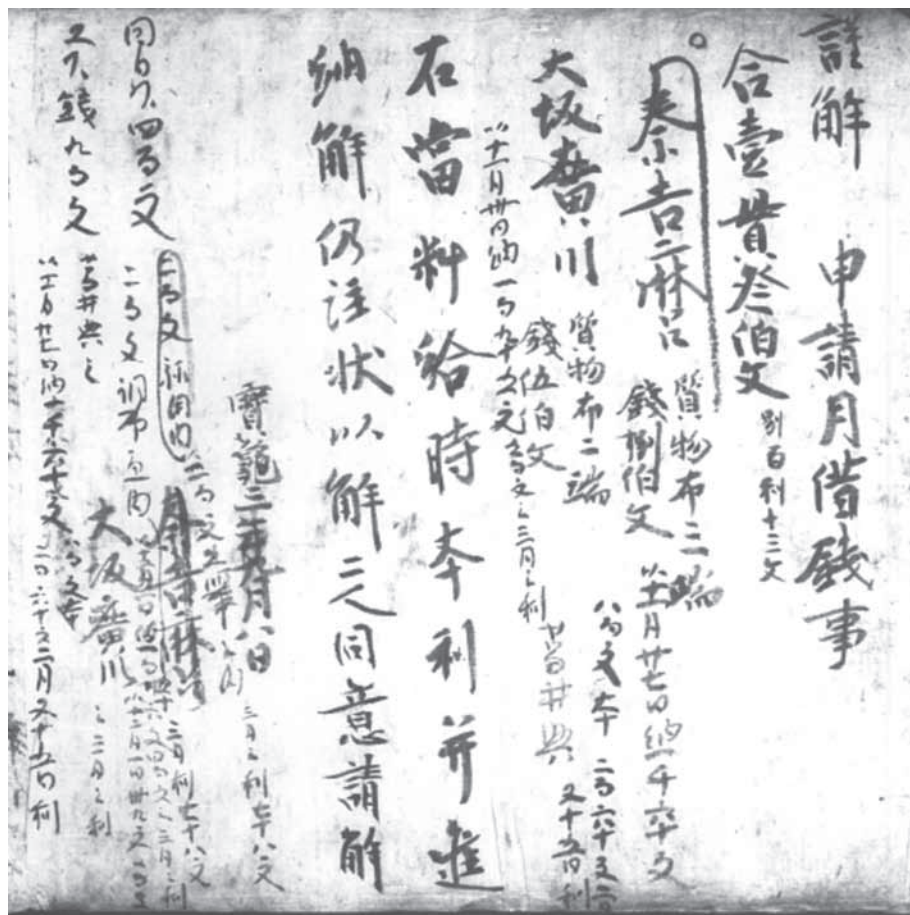
とを示す注記(『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再

考」)。1の注釈「司」参照。

司 奉写一切経司。貸し出す金の財源を示している。1の注釈「司」参

照。

\*別筆3は別筆1・2と同様、朱で書かれている。提出された解文に貸出記録を記入する際に、貸し出す側で「四人同心」よりも「四人生死同心」の方がよいと考えて書き足したと考えられる。



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫参佰文（ひやくとせと）（別百に利十三文）

秦吉麻呂（質物は布三端 錢捌佰文）

大坂廣川（質物は布二端 錢伍佰文）

右、料を給はらむ時に當りて本利并せて進納せむと解す。仍りて状を注して以て解す。（追筆）二人同意して請ひ解す。

寶龜三年九月八日

秦吉麻呂

大坂廣川

〔別筆・朱〕同日四百文を下す。〔二百文は雑用の内 又二百文は出舉之内。二百文は調布の直の内〕

〔別筆2・朱〕又錢九百文を下す。〔みぢのさくわんなり葛井典之〕

〔別筆3〕葛井典

〔返済記録1・朱〕十一月廿七日を以て一千六十文を納む。八百文は本、二百六十文は二月又十五日の利

〔返済記録2・朱〕十一月廿七日を以て一千六十文を納む。〔八百文は本、二百六十文は二月又十五日の利〕

〔返済記録3・朱〕十一月廿日をして以て一百九十五文を納む。〔五百文之三月之利〕

〔返済記録4・朱〕十二月一日をして以て一百廿六文を納む。四百文之三月之利

〔返済記録5・朱〕十二月一日をして以て卅九文を〔納む。〕一百文之三月之利

〔返済記録6・朱〕三月之利七十八文



謹解 申請月借錢事

合壹貫參佰文 別百利十三文

秦吉麻呂 質物布三端 以十一月廿七日納一千六十文  
錢捌佰文 八百文本 二百六十文二月 又十五日利

大坂廣川 質物布二端 錢伍佰文 葛井典

以十一月卅日納一百九十五文九百文之三月之利

右當料給時、本利并進納、解、仍注狀、以解、二人同意請解、

寶龜三年九月八日

同日下四百文 二百文雜用内 秦吉麻呂 又二百文出舉之内 三月之利七十八文

又下錢九百文 葛井典之 大坂廣川 以十二月一日納一百廿六文四百文之三月之利

〔返済記録7・生 三月利七十八文〕

注釈

壹貫參佰文 「参」の字体は写真参照。桑原祐子『正倉院文書の国語学的研究』「文字の形と語の識別——「参」の二つの字形——」参照。

「佰」も一画少ない字体。写真参照。

別百 百文ごとの意。正格の漢文では「百別」とあるべき。補注参照。

秦吉麻呂 経師。天平勝宝二年から宝龜四年に見える。月借錢解では59

758384に見える。

大坂廣川 経師。12参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」

のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

二人同意 生死同心、死生同心などともいう。9の注釈の「右件六人等

生死同心」および補注6参照。

二百文雜用内 又二百文出舉之内 二百文調布直内 貸し出す金の財源

を示す。1の注釈「司」参照。

別筆3 葛井典は4行目の「大坂廣川」の左側の返済記録3の下に書

かれているが、この返済を確認したという意味の署名かどうかよく分

らない。

\*返済記録1は3行目の秦吉麻呂の名の下に記入されている。

\*返済記録2は1と同じ内容のことを「又下錢九百文」の下に記入して

いる。1と同時に記入したものとと思われる。

\*返済記録3（4行目の大坂廣川の左側）と4（別筆1の下）と5（大

坂廣川の目下署名の下）は、合計一貫三百文に対する三月分の利子の\*

返済記録。大日古は九百文と翻刻しているが、五百文の誤り。写真参照。

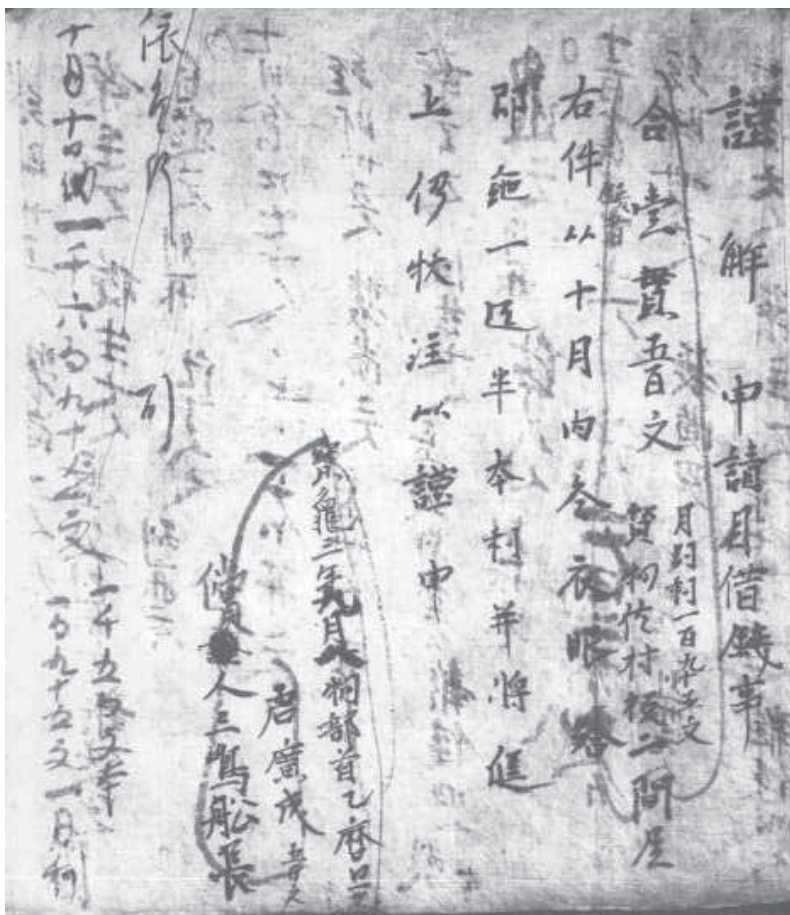
\*返済記録5は「又二百文出舉之内」の下に書かれており、この二百文

に対する三月分の利子が七十八文であることを記録したもの。

\*返済記録7は「二百文調布直内」の下に書かれており、この二百文に

対する三月分の利子が七十八文であることを記録したもの。

物部首乙麻呂唐廣成月借錢解 一九ノ三〇五ノ三〇六 統統修四十一一裏第78紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫五百文（月別に利は一百九十五文。質物は佐村板二間屋）

右件（みぎ）の錢者十月の内に冬の衣服を給はりて即ち絶一匹半、本利并せて將

に進上せむ。仍りて状を注して以て謹みて申す。

實龜三年九月八日 物部首乙麻呂（一貫文）

唐廣成（五百文）

償人 三嶋船長

（別筆・朱） 一員に依りて行へ「司」

（返寄記録・朱） 十月十日、一千六百九十五文を納む。〈二千五百文は本。百九十五文

は一月の利〉」

謹 解 申請月借錢事

合壹貫五百文

月別利一百九十五文  
質物佐村板二間屋

右件以十月内冬衣服給即純一匹半、本利并將進上、仍狀注、以謹申、

寶龜三年八月卅物部首乙麻呂 一貫文

唐廣成 五百文

償證人三嶋 船長

依員行 司

十月十日納一千六百九十五文 百九十五文一月利

〔注釈〕

月別 一月につき。 補注1「毎」と「別」参照。

佐村板二間屋 質物は佐村の板屋二間の意だろう。「板屋二間」(214

22) 「板屋一(壹)間」(15 55 67 72) 「板屋五間」(45) 「板屋一間四

間」(49) 「板屋三間」(52) 「板屋老宇」(9) という表現が普通で

ある。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

冬衣服給 49 18 17および補注3参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」

のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

物部首乙麻呂 瓦工。乙万呂にも作る。天平宝字三年、造東大寺司造瓦

所の瓦工と見える。宝龜三年まで見える。月借錢解ではこのみに見え

る。

唐廣成 漆工。辛にも作る。天平宝字二年、経師辛広浜の弟として見え

る。宝字三年まで見える。月借錢解ではこのみに見える。

償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。「證」と書い

て抹消し、「償」と書き直している。「證人」は事実を証明する人。

「保人」(207) は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする

(雑令19)。

三嶋船長 宝字六年頃、造東大寺司に奉仕した。同六年、東大寺造物所

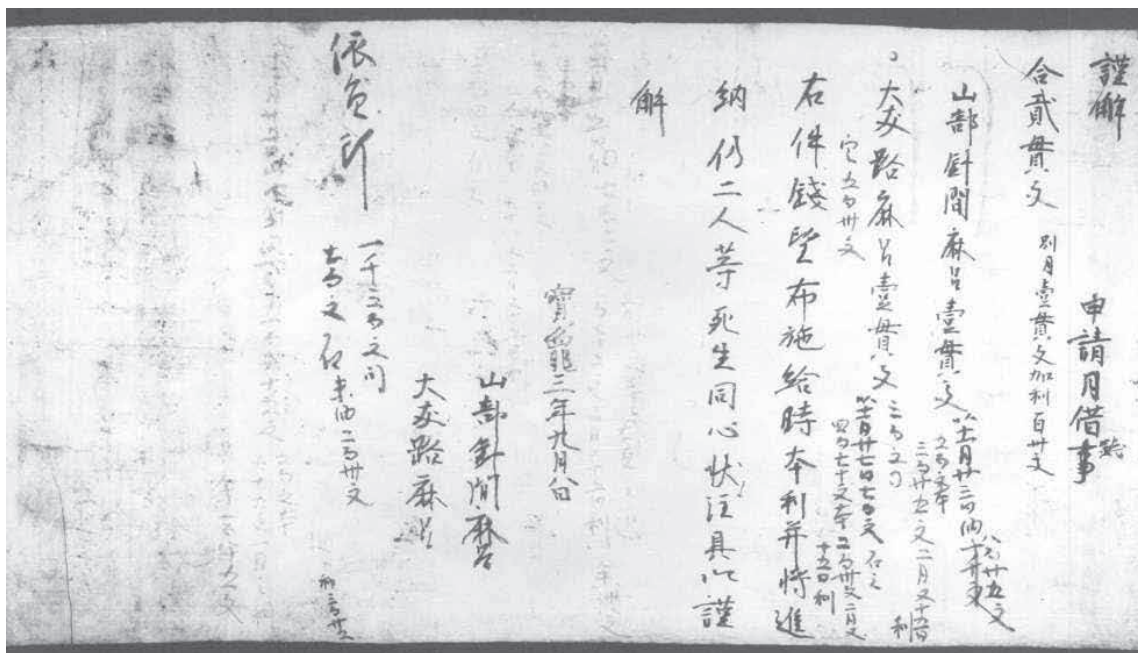
の使いとなった。月借錢解ではこのみに見える。

司 奉写一切経司。貸し出す金の財源を示している。1の注釈「司」参

照

61

山部針間麻呂・大友路麻呂月借錢解 一九ノ三〇六ノ三〇七 続続修四十一一裏第77紙



謹解

申請月借事

合貳貫文

別月壹貫文加利百廿文

山部針間麻呂壹貫文

五月廿日付利百廿文  
又六月廿日付利百廿文  
又七月廿日付利百廿文  
又八月廿日付利百廿文  
又九月廿日付利百廿文  
又十月廿日付利百廿文  
又十一月廿日付利百廿文  
又十二月廿日付利百廿文

大友路麻呂壹貫文

五月廿日付利百廿文  
又六月廿日付利百廿文  
又七月廿日付利百廿文  
又八月廿日付利百廿文  
又九月廿日付利百廿文  
又十月廿日付利百廿文  
又十一月廿日付利百廿文  
又十二月廿日付利百廿文

右件錢望布施給時本利并將進

納仍二人等死生同心状注具此謹

解

寶龜三年九月八日

山部針間麻呂

大友路麻呂

依合并

一千三百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文  
七百文

訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて貳貫文（別月に壹貫文に利百廿文を加ふ。）

山部針間麻呂 壹貫文

大友路麻呂 壹貫文

右件の錢は布施を給はらむ時を望みて本利并せて將に進納せむ。仍

りて二人等死生同心にして状を具さに注して以て謹みて解す。

寶龜三年九月八日

山部針間麻呂

大友路麻呂

（別筆）一員に依りて行へ（一千三百文は司。七百文は石）

（返済記録1・巻）十一月廿三日を以て一千文を納む。五百文は本、三百廿五文は二月又

十五日の利

（返済記録2・巻）三百文は司 十一月廿七日を以て七百文（を納む）石之 四百七十文

は本、二百卅文は二月又十五日の利  
（返済記録3・巻）

一定五百卅文  
（返済記録4・巻）

未納二百卅文 利三百廿二  
（返済記録5・巻）

十二月廿五日を以て七百二文を納む（五百卅文は本、大友之進るなり。  
（返済記録6・巻）

一百七十二文は二月又十五日の利 余卅八文  
（返済記録7・巻）

三百九十八文は司之（三百文は本 九十八文は二月又十五日の利）

三百四文は石之

十二月廿五日を以て山部針間万呂五百六十五文（を納む）（五百文は

本、六十五文は一月之利 余一百八十五文）



謹解 申請月借事<sup>錢</sup>

合貳貫文 別月壹貫文加利百卅文

② 山部針間麻呂壹貫文<sup>〔\*2〕</sup> 以十一月廿三日納<sup>〔\*1〕</sup>一千文  
三百廿五文二月又十五日利

③ 大友路麻呂壹貫文<sup>〔\*2〕</sup> 以十一月廿七日七百文石之  
四百七十文本二百卅文二月又十五日利

右件錢望布施給時、本利并將進納、仍二人等死生同心狀注具、以謹解

④ 以十二月廿五日納七百文<sup>〔\*3〕</sup> 五百卅文本大友之進  
三百九十八文司之 三百四文石之 寶龜二年九月八日 余卅八文

山部針間麻呂

大友路麻呂

⑤ 依員行一千三百文<sup>〔\*1〕</sup> 未納二百卅文<sup>〔\*3〕</sup> 利三百廿二

⑥ 以十二月廿五日山部針間万呂五百六十五文<sup>〔\*3〕</sup> 五百文本  
六十五文一月之利 余一百八十五文

注釈

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

望布施給時 「望」は「至」「到」に同じ。布施を給わる時になったら、の意。4の注釈および補注参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

山部針間麻呂 やまべのはりまろ 経師。返済記録では針間万呂に作っている。月借錢解では22 29 33 61 72 75 76 106に見える。22参照。

大友路麻呂 おおとものみちまろ 経師・装潢。21 32 61 86に見える。「友」の字は一画多い字体。写真参照。

死生同心 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。『大日本古文书』は転倒符を付しているが、写真では見えないので、ないものとして訓んだ。

注状具 「状注具」として「注」の右側に転倒符を付けている。書き誤りに気づいて直したものだ、それでもまだ「具」の位置が正しくない。「具注状」が正格の漢文の語順。23の注釈「状具注」参照。

一千文司 七百文石 貸し出す金の財源が、一千文は奉写一切経司、七百元は石勝であることを示している。1の注釈「司」参照。

定 残りの意。『名義抄』に「トドム」の訓がある。

\*返済記録1 山部針間麻呂の返済記録。

\*返済記録2 大友路麻呂の一回目の返済記録。返納した七百文の内訳が、四百七十文は元本、二百卅文は利子。これらは石（安子石勝か）への返納に充てられた事を示す。司を財源として充てられた三百文はその

まま残っている。

\*返済記録3 2で返済された元本の残りが五百三十文であることを記す。

\*返済記録4 別筆の「七百文は石」の下に書かれ、「石勝」へ返納すべき金額が七百マイナス四百七十文であると二百三十文残っていることを記している。「利三百廿二」の意味未詳。

\*返済記録5 大友路麻呂の二回目の返済記録。七百二文の内訳が五百三十文は元本、百七十二文は二ヶ月と十五日の利子であることを記す。

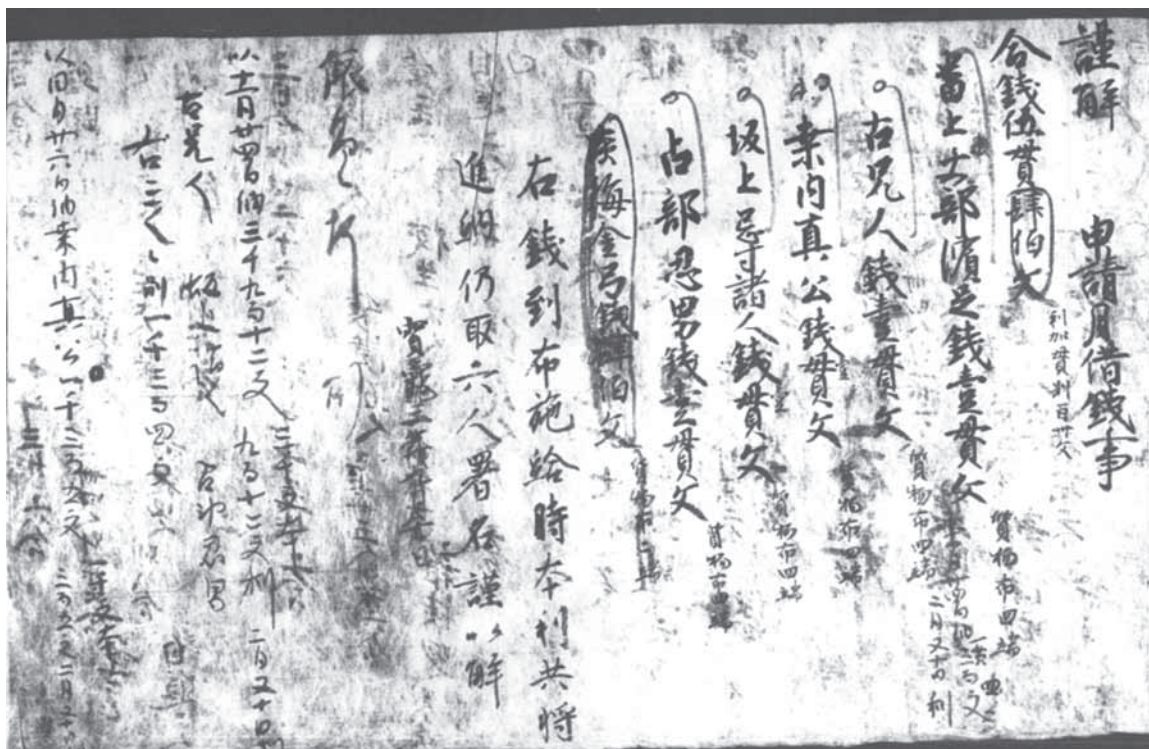
「余卅八文」の意味未詳。

\*返済記録6 4の返済金七百二文の内、三百文とその利子九十八文計三百九十八文が司への返納に充てられたこと、三百四文が石（石勝）への返納に充てられたことを示す。三百四文の内訳は書かれていないが、二百三十文が元本で七十四文が利子である。

\*返済記録7 山部針間万呂の二回目、残金の返済記録。「余一百八十五文」の意味未詳。



丈部濱足等連署月借錢解 一九ノ三〇七ノ三〇八 続修四十一一裏第76紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて錢伍貫肆佰文（利は貫別に百卅文を加ふ）

番上 丈部濱足 錢壹貫文（質物は布四端）

古兄人 錢壹貫文（質物は布四端）

栗内真公 錢壹貫文（質物は布四端）

坂上忌寸諸人 錢壹貫文（質物は布四端）

占部忍男 錢壹貫文（質物は布四端）

淡海金弓 錢肆佰文（質物は布二端）

右の錢は布施を給はらむ時に到らば本利共に將に進納せむ。

仍りて六人の署名を取り、謹みて以て解す。

寶龜三年九月七日

（別筆・朱）  
一員に依りて行へ 司

十一月廿四日を以て三千九百十二文を納む。〈三千文は本、九百十二文は利 二月又十日の利〉

古兄人 坂上諸人 占部忍男

右三人々別に一千三百四文

十一月廿四日を以て三百文を納む。二月又十日の利

未

未

未

同月廿六日を以て栗内真公一千三百五文を納む。〈一千文は本、三百

五文は二月又十日の利〉

謹解 申請月借錢事

合錢伍貫肆佰文 利加貫別百卅文

番上文部濱足錢壹貫文

質物布四端 以十一月廿四日納三百文 二月又十日利

古兄人錢壹貫文 質物布四端

桑内眞公錢貫文 質物布四端

坂上忌寸諸人錢貫文 質物布四端

占部忍男錢壹貫文 質物布四端

淡海金弓錢肆佰文 質物布二端

右錢、到布施給時、本利共將進納、仍取六人署名謹以解

寶龜三年九月七日

依員行 司

以十一月廿四日納三千九百十二文 九百十二文本 二月又十日利

古兄人 坂上諸人 占部忍男

右三人、々別一千三百四文、

以同月廿六日納桑内眞公一千三百五文 一千三百五文本 二月又十日利

注釈

番上 毎日出勤する「長上」に対し、分番方式（番を作って当番の日に出勤する）で勤務する官職のこと。舍人・史生・伴部・使部・六位以下散位等。

文部濱足 経師。天平勝宝六年から宝龜六年までに見える。月借錢解では29345262667591103106に見える。

古兄人 経師。宝龜三年、奉写一切経所に出仕した。月借錢解では6275に見える。

桑内眞公 経師。月借錢解では1521286276879496103に見える。15参照。

坂上忌寸諸人 経師。小長谷坂上諸人にも作る。宝龜二年八月から四年に見える。月借錢解では38627584に見える。

占部忍男 経師。月借錢解では1449628698103に見える。14参照。

淡海金弓 淡海直金弓。経師。天平十年から宝龜三年に見える。月借錢解では、このみに見える。

到布施給時 布施を給わる時になったら、の意。「到」は「至」「当」「於」「望」などと同じく前置詞用法。4の注釈「當料給日」および補注3参照。

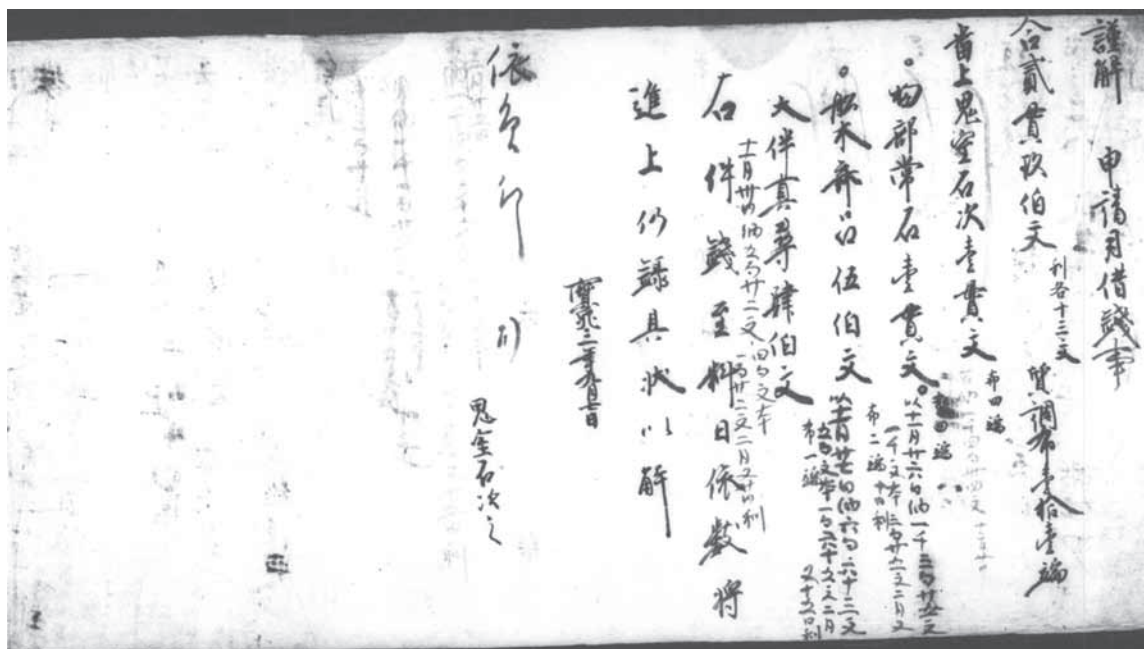
本利共 元本も利息もともに。1の注釈「本利共備」参照。

「淡海金弓 錢肆佰文（質物は布二端）」は一次文書としては生きているが、提出された段階で、朱で抹消され、冒頭の「合はせて錢伍貫肆佰文」も「肆佰」が朱で抹消されている。従って、淡海金弓は借金していない。写真参照。

返済記録2 文部濱足の返済記録。二ヶ月と十日の利子のみ支払っている。

返済記録3・4 十一月二十四日の時点で、返済が終わっていないのは、文部濱足と桑内眞公なので、この二人の名の上に「未」と記している。





訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて貳貫玖佰文〈利は各十三文〉質は調布壹拾壹端。

番上 鬼室石次 壹貫文〈布四端〉

物部常石 壹貫文〈布四端〉

船木麻呂 伍佰文〈布二端〉

大伴真尋 肆佰文〈布一端〉

右件の錢は料〔を給はらむ〕日に至らば數に依りて將に進上せむ。

仍りて其の状を録して以て解す。

寶龜三年九月七日

一員に依りて行へ 司

十一月廿六日を以て一千三百廿五文を納む。一千文は本、三百廿五文

は二月又十日の利

十一月廿七日を以て六百六十五文を納む。五百文は本、一百六十五文

は二月又十五日の利

十一月卅日、五百廿二文を納む。四百文は本、一百廿二文は二月又

廿日の利

納むる所、一千四百卅四文〈十二月廿日〉

十二月廿五日を以て納むる所、一千四百五十五文〈一千文は本、四百

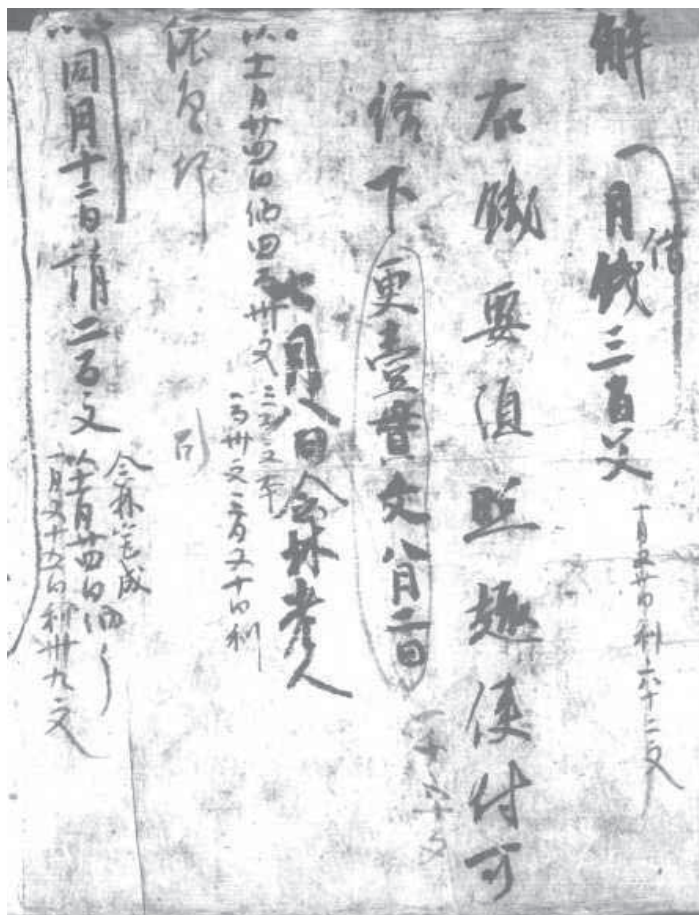
五十五文は三月之又十五日の利

見に納む、一千一百廿五文〈一千文は本、一百廿五文は利

未、三百卅文

「鬼室石次之」





訓読文

解す。月借錢三百文

右の錢、要須なり。趣に照らして使に付して給ひ下す可し。

七月八日 念林老人

〔別筆1・朱〕 員に依りて行へ 司

〔別筆2〕 更 壹貫文 八月二日

〔別筆3〕 同月十二日を以て二百文を請く。〈念林宅成〉

〔返済記録1・朱〕 一月又廿日の利 六十二文

〔返済記録2・朱〕 一千六十文

〔返済記録3・朱〕 十一月廿四日を以て四百卅文を納む。〈三百文は本、一百卅文は三月又十日の利〉

〔返済記録4・朱〕 十一月廿四日を以て納めたる、一月又十五日の利、卅九文

注釈

要須 唐代口語で、どうしてもせねばならない、の意。同義結合の二

音節語。(『和漢比較文学』三号所収、松尾良樹「『日本書紀』と唐代

口語」による) 「要須因物為名」(安閑紀元年十月)、「要須役者、

不在此例」(賦役令33)など。「要須道理分 明 応 教」(欽明紀十

六年八月)は無くてはならぬことをいい、「必須・必要」に同じ。ここ

は、無くてはならない、どうしても必要だ、という意で用いていると思

われる。

念林老人 経師。6 参照。

念林宅成 経師。12 参照。なぜここに宅成の名があるのかは不明。



解 月錢三百文借 二月又廿日利六十二文

右錢要湏照趣使付可給下 更壹貫文八月二日 二千六十文

七月八日念林老人

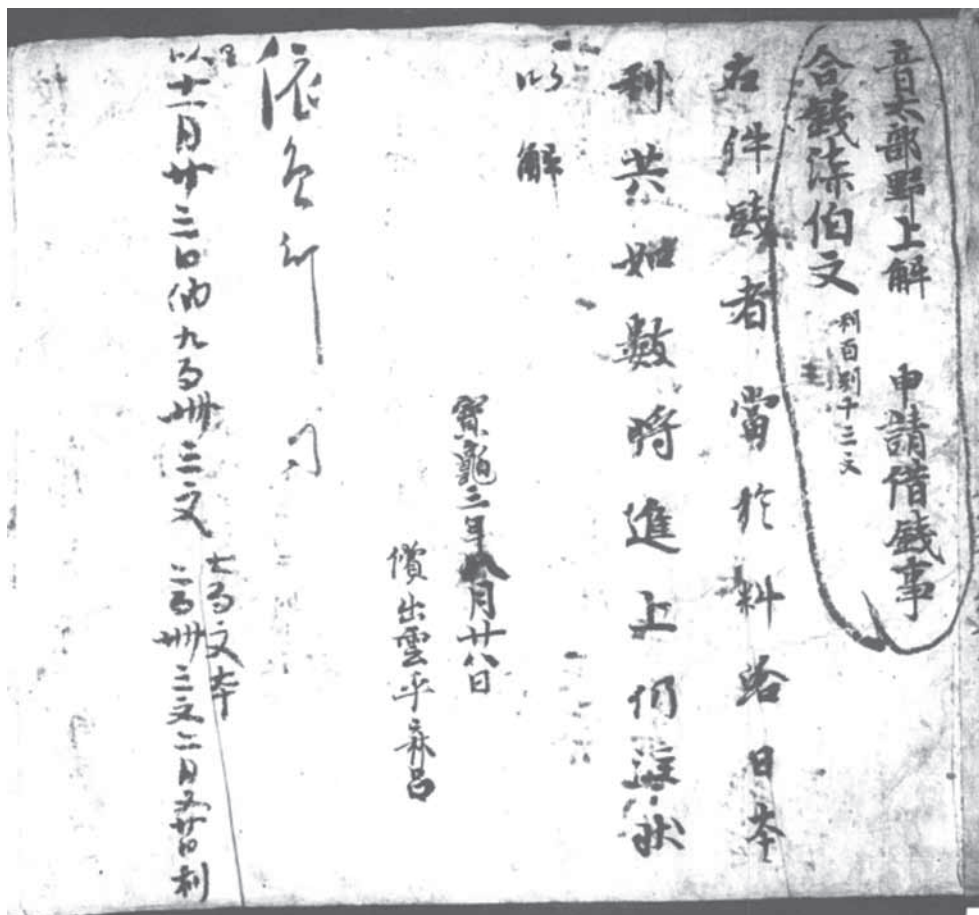
以十一月廿四日納四百卅文本 一百卅文三月又十日利

依員行 司

以同月十一日請二百文念林宅成

以十一月廿四日納了  
一月又十五日利卅九文

更 さらに。 22 23 の注釈参照。



訓読文

音太郎野上解す。借錢を請ふ事を申す。

合はせて錢漆佰文（利は百別に十三文）

右件の錢者、料を給はらむ日に當於りて本利共に數の如く將に進上せむ。仍りて状を注して以て解す。

實龜三年八月廿八日

償 出雲乎麻呂

（別筆・朱） 一員に依りて行へ 司

（返書記録） 十一月廿三日を以て九百卅三文を納む。〈七百文は本。二百卅三文は

二月又廿日の利〉

注釈

音太郎野上 おとほろのながみ 経師。月借錢解では38 51 65 87 98に見える。38参照。

漆佰文 「漆」は「七」の大字。「佰」は一画少ない。字体は写真参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

當於料給日 料を給わる日になつたら、の意。「當於」は二音節前置

詞。4の注釈および補注3参照。

本利共 元本も利息もともに。1の注釈「本利共備」参照。

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。「保人」

(207) は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする（雑令19）。

出雲乎麻呂 いづものをまろ 経師。月借錢解では20 28 34 37 65に見える。20参照。

音太郎野上解 申請借錢事

合錢柒佰文 利百別十三文

右件錢者當於料給日、本利共如數將進上、仍注狀、以解、

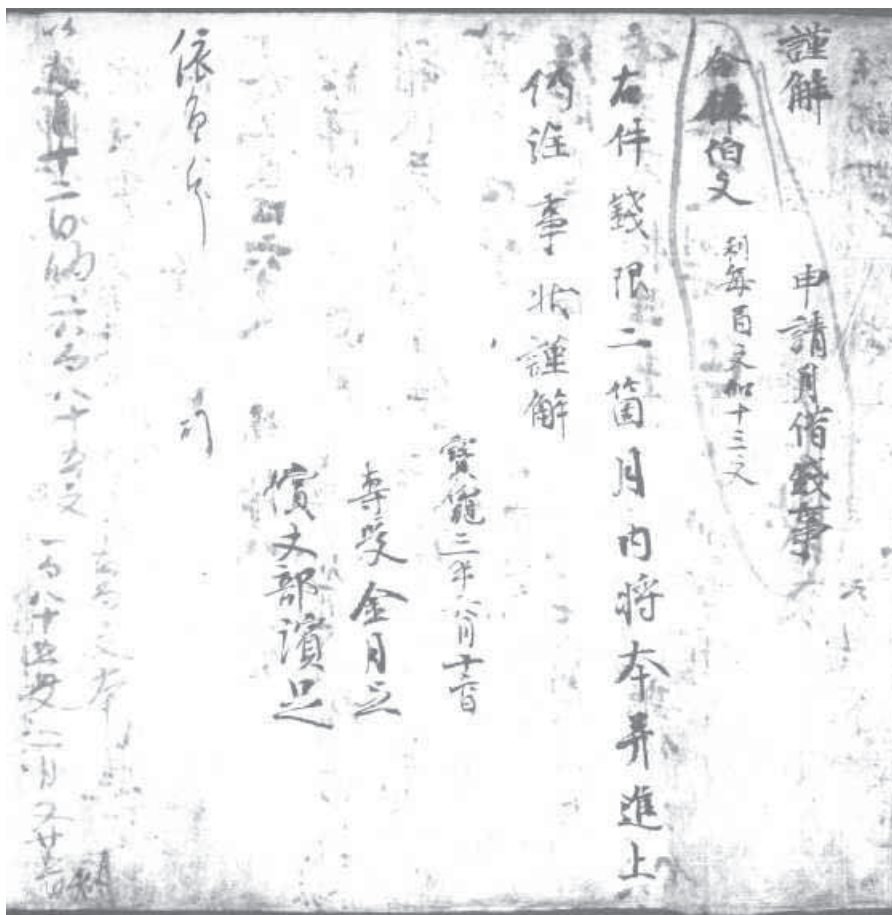
寶龜三年八月廿八日

償出雲乎麻呂

\* 依員行 司

以十一月廿三日納九百卅三文 七百文本  
二百卅三文 二月又廿日利

66 金月足月借錢解 一九ノ三二一ノ三二二 続修四十ノ一裏第72紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて伍伯文（利は毎百文に十三文を加ふ。）

右件の錢は二箇月の内を限りて將に本（利）并せて進上せむ。仍りて事の状を注して謹みて解す。

寶龜三年六月十六日

專受 金月足

償 丈部濱足

別巻  
一員に依りて行へ 司

（返寄記録・巻）  
一九月十二日を以て六百八十五文を納む。〈五百文は本、一百八十五文は二月又廿五日の利〉

注釈

專受 一人でこの借錢を受け取り、債務を負うことを表す。2の注釈および補注2参照。

よび補注2参照。

金月足 経師。月借錢解では3 29 42 52 66 68 83 91 101 104に見える。3の注釈参照。

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。「保人」

(207) は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする（雑令19）。  
はせ（かへのはまじり）

丈部濱足 経師。天平勝宝六年から宝龜六年までに見える。月借錢解

では2 29 34 52 62 66 75 91 103 104 106に見える。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

謹解

申請月借錢事

合伍佰文

利 每百文加十三文

右件錢限一箇月内將本并進上仍注事狀謹解

寶龜三年六月十六日

專受金月足

償丈部濱足

依員行

司

以九月十二日納六百八十五文五百文本一百八十五文二月又廿五日利

本〔利〕并 「本利并」(2 3 8 10 14 15 18 21 23 29 32 34 41 59 60 61 81 91 96 103 206)

とするのが定型表現なので、「利」を書き落としたと考えて補った。

「并本利」が正格の語順。他に、「本利具備」(74 86)、「本利備」(37)、

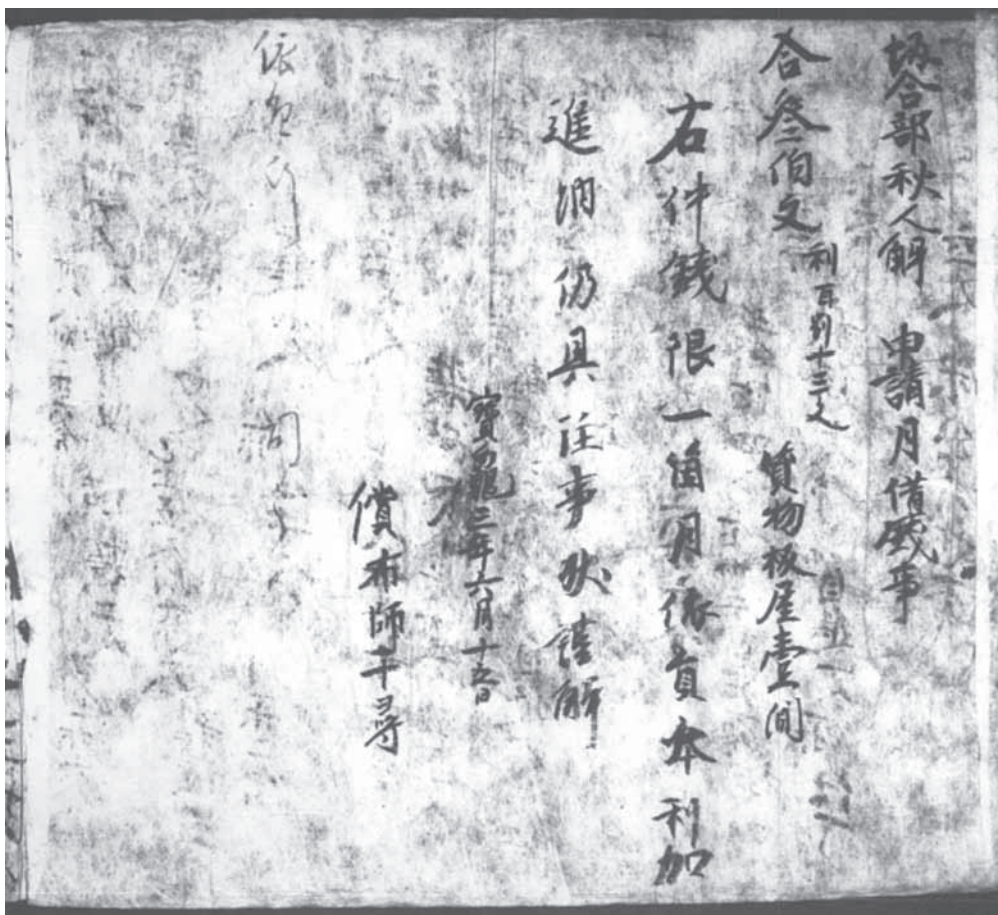
「本利共」(1 24 48 62 65 75 94 98 106)「本利俱」(22)、「本利儲備」(7)、

「本利並」(28 52 102)、「並本利」(5)、「并本利」(30)「本利加」(67

97)、「加本利」(22 25 49 95)、「并加本利」(49)、「本利并成」(8)が

ある。





訓読文

坂合部秋人解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて参佰文（利は百別十三文）質物は板屋壹間

右件の錢は一箇月を限りて員に依りて本利加へて進納せむ。仍りて具さに事の状を注して謹みて解す。

寶龜三年六月十五日

償 布師千尋

別巻 一員に依りて行へ 司之つかさなり

（返済記録・巻） 正月廿三日、五百八十七文を納む。〈三百文は本、二百八十七文は七月之又十日の利〉

注釈

**坂合部秋人** さかひべのあきひと 仕丁。神護景雲四年、奉写一切経所に出仕。宝龜二年、干

丁として奉写一切経所に出仕している。月借錢解ではこのみに見える。

**右件** 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

**本利加** 「加本利」が正格の漢文の語順。

**償** 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。「保人」

(207) は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする（雑令19）。

**布師千尋** ぬのしちひろ 東大寺写経所官人。月借錢解では3136556781に見える。31参照。

大日古では「布利千尋」におこすが写真により訂正。

**司之** 『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」によれ

ば、貸し出す金の財源を司から将来した錢からまかなうという意味。1の注釈「司」参照。

坂合部秋人解 申請月借錢事

合參佰文 利百別十三文 質物板屋壹間

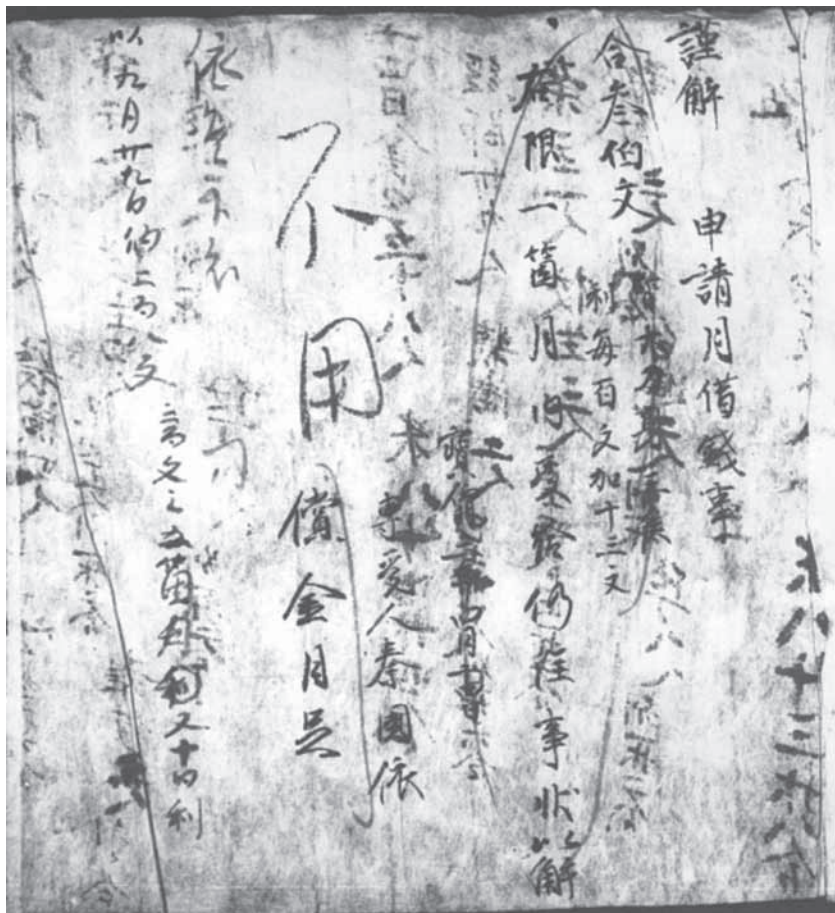
右件錢限一箇月、依員本利加進納、仍具注事狀、謹解、

寶龜三年六月十五日

償布利千尋

依員行 司之

正月廿三日納五百八十七文 三百文本 二百八十七文七月之又十日利



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて参佰文（質は大刀身三隻、利は毎百文ひやくもんじちに十三文を加ふ。）

右は一箇月の内を限りて受け給はる。仍りて事の状を注して以て解す。

寶龜三年四月十四日

專受人 秦國依

償 金月足

「員に依りて下し充てよ 司」

〔返済記録・巻〕  
「九月廿九日を以て二百八文を納む。〔三百文之五箇月又十日の利〕」

注釈

参佰文 「参」の字体は写真参照。桑原祐子『正倉院文書の国語学的研究』

「文字の形と語の識別——「参」の二つの字形——」参照。「佰」

も一画少ない字体。写真参照。

大刀身三隻 月借錢解では、給せられるべき布または家屋敷、田を質に

するのがほとんどである。それ以外のものとしては、国養（48）、婢

（69）、季録の「夏衣服」（1827）「冬衣服」（960）がある。

專受人 「專受」は一人でこの借錢を受け取り、債務を負うことを表す。

2の注釈および補注2参照。

秦國依 名が見えるのはこののみ。

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。「保人」

（207）は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする（雑令19）。

金月足 経師。月借錢解では32942526688391101104に見える。3の注釈

参照。



謹解 申請月借錢事

合參伯文 質大刀身三隻  
利每百文加十三文

右限一箇月内受給、仍注事狀、以解、

寶龜二年四月十四日

專受人秦國依

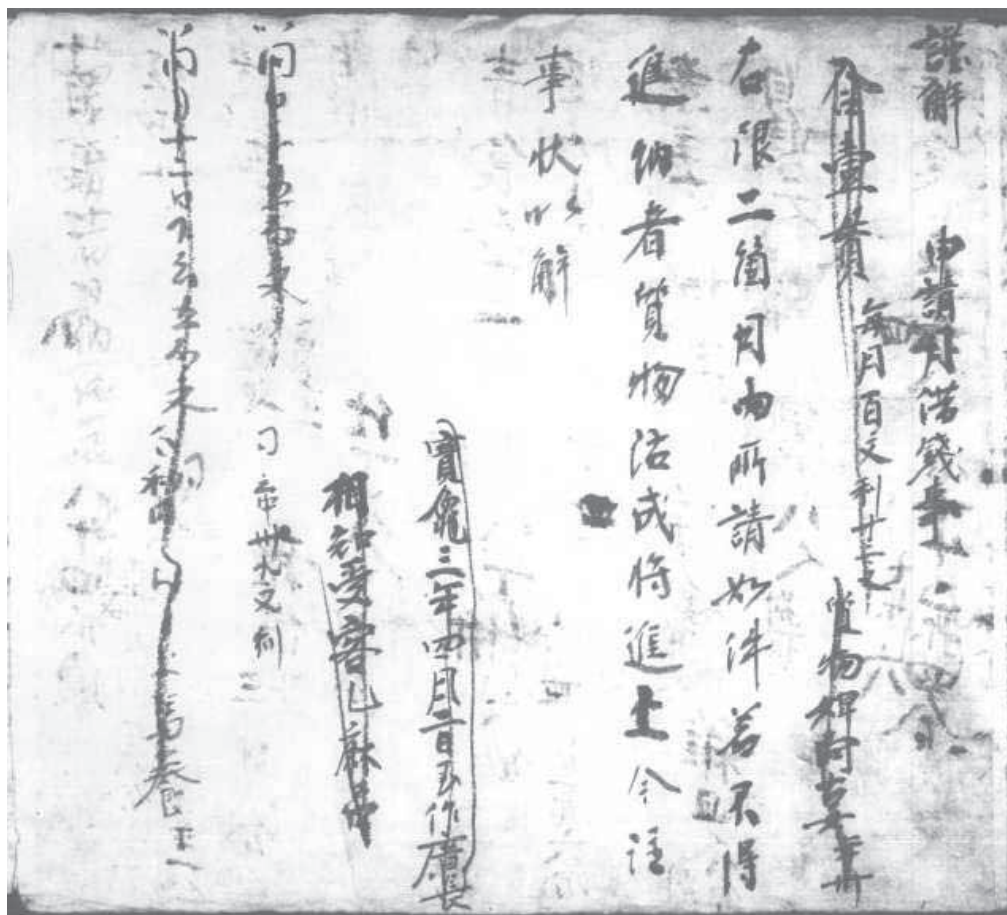
償金月足

(異筆)  
「不用」

(米)  
「依員下充 司」

(米)  
以九月廿九日納二百八文三百文之五箇月利又十日利

\*異筆「不用」の文字あり。写真参照。



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫（毎月）に百文の利は十三文。質物は婢阿古女（年卅）

右、二箇月の内を限りて請ふ所件の如し。若し進納することを得ざらば

質物を沽り成して將に進上せむ。今事の状を注して以て解す。

寶龜三年四月二日 玉作廣長

相知受 客乙麻呂

（別筆1・朱）

同日を以て五百文を充つ（一）。一百文は上なり。四百文は司なり。之中（このうち）

卅九文は利（一）。

（別筆2・朱）

同月十二日を以て五百文を下し充てよ（司）。人々の利の内。行へ。上馬

養（一）

（返済記録・朱） 四年正月十一日を以て且く繩一匹を納む（一）。千文に准ふ（一）。

注釈

一百文上 四百文司 上は上馬養。司は奉写一切経司。貸し出す金の財

源の内訳を示している。1の注釈「司」参照。

人々利内 貸し出す金の財源を示している。1の注釈「司」参照。

注事状 『大日本古文書』は「事」を翻刻し落としている。写真参照。

相知受 「知」であると同時に「受」でもあるという意味ではな

いかと考える。「知」は事務取扱者として関知しているという意味。月

謹解 申請月借錢事

合壹貫 毎月百文利十三文 質物婢阿古女 年册

右限二箇月内所請如件、若不得進納者、質物沽成將進上、今注狀、以解

寶龜二年四月二日玉作廣長  
相知受客乙麻呂

以同日充五百文 一百文上 四百文司 之中卅九文利  
以同月十二日下充五百文 人々利内 行上馬養  
以四年正月十一日且納絶一匹 准一千文

借錢解中には「知 布師千尋」(43)という例がある。客乙麻呂はこのことを知る人であり、なおかつ一貫文の借錢を玉作廣長とともに受けたのではないかと思われる。名義抄に「相」を「コモゴモ・タガヒニ」などと訓む。

玉作廣長 たまつくりのひろなが 名が見えるのはこのみ。

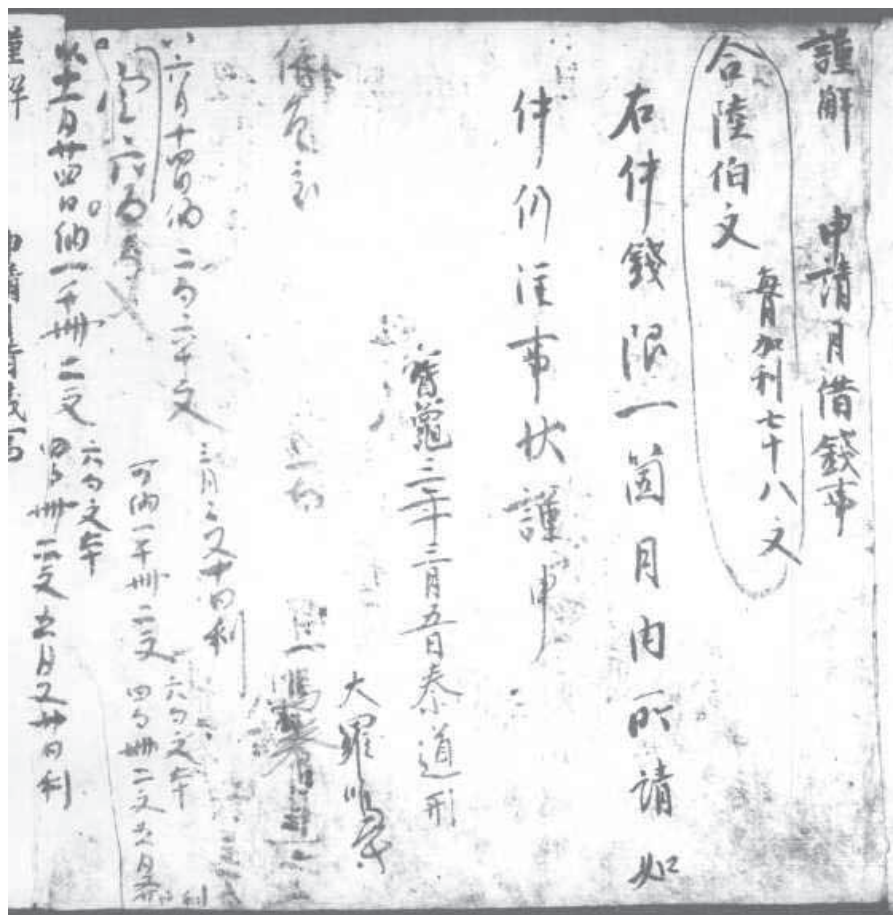
客乙麻呂 まらひしのをしまろ 写経所の官人か。名が見えるのはこのみ。「客」は「まら

ひと」。稀に来る人の意。「賓客 末良比止」(和名抄)「(賓客)ま

らひとの今の薬師尊かりけり」(仏足石歌)

准一千文 絶一匹を以て一千文と見立てるの意。

70 秦道形 大羅嶋守月借錢解 十九ノ三一四ノ三一五 続々修四十一一裏第68紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて陸伯文（毎月）に利七十八文を加ふ。

右件の錢は一箇月の内を限りて請ふ所件の如し。仍りて事の状を注して謹みて申す。

寶龜三年三月五日 秦道形

大羅嶋守

一員に依りて充てよ 一切 上馬養

六月十四日を以て二百六十文を納む。〈三月之又十日の利〉

定六百文

十一月廿四日を以て一千冊二文を納む。〈六百文は本、四百冊二文は

五月又廿日の利〉

注釈

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

秦道形 経師。装潢。道方にも作る。天平勝宝六年から宝龜三年に見える。月借錢解はこの一通のみ。

大羅嶋守 経師。大編・大綱にも作る。月借錢解では41 70 102 105に見え

定 残りの意。負債の残高。『名義抄』に「トドム」の訓がある。

謹解 申請月借錢事

合陸佰文 毎月加利七十八文

右件錢、限一箇月内、所請如件、仍注事狀、謹申、

寶龜三年三月五日秦道形

〔自署〕  
大羅嶋守

〔<sup>＊</sup>依員充〕 一切 上馬養

〔<sup>＊</sup>以六月十四日納二百六十文 三月之又十日利  
可納一千冊二文 六百文本  
四百冊二文 五月又廿日利

定六百文

以十一月廿四日納一千冊二文 六百文本  
四百冊二文 五月又廿日利

\*返済記録1で六月十四日までの利子のみ支払い、負債残高が六百文であることを示す。

\*返済記録2は、それ以降の五ヶ月と二十日分の利子と元本六百文の返済の記録。

\*返済記録2は67紙とのつなぎ目の上に書かれている。



## 補注

7 大生子敷みぶのこしき (48)

正倉院文書の中に、次のように、「大」の字がつく場合とつかない場合の同名異表記がある。

大磯部白髪白髪||磯部白髪

大春日五百世||春日五百世

大私国栖||私国栖

このことから、「大生子」も「大」の字のつかない「生部」と同じと考えてよいと思われる。また、

生部||壬生

(石代) (猪万呂) など。

生部||壬生||壬生部 (年足)

壬生||壬生部

(人成) (君長) など。

の同名異表記から「生部」と「壬生」と「壬生部」は同名と考えられる。新編日本古典文学全集『日本書紀三』九三頁頭注に「大生子」は『姓氏録』には見えないが、「壬生部」と同性格の「生部」の一種か、とする。「壬生部」は古代の部(べ)の一種で、「乳部」にもつくる。文字どおり皇子女の資養のために設置されたものである。『日本書紀』仁徳天皇七年八月丁丑(九日)条に、「為大兄去来穂別皇子定壬生部」、推古天皇十五年二月庚辰朔条に、「定壬生部」とある。また皇極天皇二年十一月丙子朔条には、蘇我臣入鹿に攻められた山背大兄皇子に、その従者が東国の乳部に依拠して再起を図るべく提言する所伝がみえる。

日本書紀の、蘇我蝦夷が上宮の乳部の民を集めて墓の造営をさせた条に

(皇極紀元年十二月)

と割注があり、これによると「乳部」は「ミブベ」ではなく、「ミブ」と読ませたと考えられる。そこで「大生子・大生・生部・壬生・壬生部」もミブと読んでよいと考える。

大生子部多(皇極紀三年七月)は京都博物館蔵(東洋文庫旧蔵)の『日本書紀卷第廿四』の平安後期点に「大生<sup>フ</sup>部」とあり、「おほふべのおほ」と読まれていたようである。しかし、榮原永遠男先生は「みふべ」と読むと考えておられる(直話)。平安後期には「おほふべ」とも読まれたのかもしれないが、奈良時代には「みぶ」と読んでいいのではないだろうか。

## 8 借貸(204)

借貸は一般に、正税稲穀の無利子貸与を言い、国司を対象とするもの(借貸・国司借貸)と百姓を対象とするもの(借貸・藁貸・賑貸)とがある。国司借貸制度は、天平六年(七三四)につくられ、同十年(七三八)三月に停止された。国司への俸禄の一種であるとか、天平四、五年の飢饉に際しての国司俸禄の補償策であるとかの見解がある。同十七年に公廩稲制が施行され、その一部が国司借貸の性格を引き継ぐ得分となった。延暦十七年(七九八)、公廩稲が停止され、国司借貸が復活した。その後も停止されたり、復活したりしている。(以上『国史大事典』による)これによるとこの文書の書かれた天平勝宝二年(七五〇)は、国司借貸の停止されていた期間に当たる。大倭目という肩書きは国司であるが、ここは国司借貸ではないと考えられる。

百姓を対象とする借貸は

詔曰。諸国大税。三年之間。借貸給之。勿収其利。

(『続日本紀』卷五和銅四年十一月壬辰《廿二》)

勅。和泉監。紀伊。淡路。阿波等国。遭旱殊甚。五穀不登。宜今年之間借貸大税。令続百姓産業。

(『続日本紀』卷十一天平五年閏三月己巳《戊辰朔二》)

のように、百姓の窮乏を恤濟するため、大税を無利子で貸し付けるものであった。しかし、半倍(五割)の利子を取る稲粟出挙についても借貸という例がある。

天平宝字三年四月八日付の「生江息嶋解」に見える「借貸稲」がそれである。

生江息嶋解 申人々所物勤事

一秦廣人所勤物参任参佰漆拾束壹把肆分

見受稲参任参佰参拾参束

(中略)

一借貸稲貳佰束給<sup>支云、之利百束、</sup>御書無不勘、

(以下略)

この解文は、越前の東大寺荘園の経営に携わっていた生江息嶋からの造東大寺司主典の安都雄足宛の報告書である。「借貸稲貳佰束給ひきと云へり。その利百束、御書に無ければ、勘せず」これによると、借貸稲を百姓に二百束貸し出して、半倍の利を取っていたことがわかる。利息については、御書すなわち、安都雄足からのお手紙に何も書いてなかったもので勘しなかった、と言っている。稲粟出挙についても借貸と言っていたことがわかる。『雑令20、以稲粟条』に「凡以稲粟出挙者。任依私

契。官不為理。仍以一年為斷。不得過一倍。其官半倍。」とあり、天平九年には私稲出挙は禁止されている。しかし、禁止の後も錢財出挙と詐つて私稲出挙が盛行したらしい(天平勝宝三年九月四日官符)。

204の借貸が百姓に対する無利子貸与の借貸か、八箇月半倍の利息の錢財出挙なのかは断定できないが、「八月内」が期間を表すものならば、錢財出挙のことかとも思われる。

## 付記

なお、写真は宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』(八木書店)を用いた。釈文は、東大資料編纂所『大日本古文書(編年)』の釈文を原文の体裁のまま転載した。八木書店・東大資料編纂所には転載許可を頂いた。正倉院事務所には届け出た。いずれも便宜を図っていたことに感謝いたします。

本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹教授の授業「中国言語文化構造論」において、松尾教授の指導の下、桑原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て成ったものである。また、清水絢子氏の助力を得た。ここに記して感謝の意を表します。

(二〇〇九年二月九日)

(二〇一五年十二月九日補訂)